合理的配慮に関する運用規程(教務会規程に追加)

令和7年10月1日 学校法人平成医療学園 名古屋平成看護医療専門学校

第1条(目的)

本規程は、障害者差別解消法等に基づき、障害や発達特性のある学生に対し、教育の質を損なうことなく学習権を保障するための「合理的配慮」の基本方針と運用手続きを定めることを目的とする。

第2条(基本原則)

- 1. 合理的配慮は、本人・保護者と学校が対話を行い、過重な負担とならない範囲で合意形成した内容とする。
- 2. 教育の本質(卒業要件・各試験基準等)を変えることはせず、学び方や支援方法の 工夫によって支援を行う。
- 3. 他学生の学習権や公平性を損なう配慮は行わない。
- 4. 合理的配慮の実施・見直しは、組織として決定・管理し、個人判断に委ねない。

第3条(申請・検討手順)

- 1. 学生または保護者から申請があった場合、担任・学科主任が一次面談を行い、困難の内容を記録する。
- 2. 学科内で協議し、暫定対応を行う。
- 3. 必要に応じて、医師の診断書や専門機関の所見など客観的資料を提出してもらう。
- 4. 教務会で協議し、校長が最終承認する。
- 5. 対応内容は文書で本人・保護者に通知し、学科主任・関係教員と共有する。
- 6. 配慮の効果は学期ごとに振り返り、必要に応じて修正する。

第4条(記録・情報管理)

- 1. 申請・面談・対応内容は必ず記録し、学科で一元管理する。
- 2. 保護者には必要部分を要約して説明し、内部記録そのものは開示しない。
- 3. 関係教員への情報共有は、支援に必要な範囲に限定する。

第5条(禁止事項)

- 1. 卒業要件や各種試験の基準を下げること。
- 2. 他学生に不公平をもたらす特別扱い。
- 3. 学校運営に著しい負担を課す対応。

- 4. 他学生の個人情報を保護者に伝えること。
- 5. 保護者や本人からの過剰な面談・相談要求に無制限に応じること。

第6条(面談・対応のルール)

- 1. 面談・相談は原則予約制とする。
- 2. 定期面談は学期ごとに2回を目安とし、1回30分以内とする。
- 3. 緊急性のない要望については、随時対応せず、定期面談時にまとめて扱う。
- 4. 面談は担任または学科主任が中心となり、必要に応じて教学課職員が同席する。
- 5. 面談・相談の内容は必ず記録し、学科長に提出して組織で共有する。

第7条(改正)

本規程の改正は、教務会の協議を経て校長が決定する。

【別紙】発達障害学生への合理的配慮の具体例

1. 対応できること(合理的配慮の範囲)

授業運営

- 座席の位置を調整(前方・出入口付近など集中しやすい場所)
- 板書や口頭説明に加え、プリント・Teams で情報提供
- 課題を小分けに提示し、提出期限を段階的に設定

試験・課題

- 制限時間の延長(10~20分程度)
- 問題文の拡大印刷や分冊化
- 試験範囲を必ず文書で提示

指導方法

- 注意は短く明確に、肯定的な言葉を優先
- 注意内容は文書で記録し、本人と確認
- 定期的な面談で理解度や困りごとを確認

2. 対応できないこと (過度な負担・公平性を欠くもの)

学習評価

- 合格や基準点を特別に下げる
- 必須科目・必須実習の免除

公平性を欠くもの

- 特定学生だけ課題を大幅に軽減
- 他学生に付き添い役を割り当てる

学校運営への過大な負担

- 教職員による常時マンツーマン付き添い
- 本人専用の試験問題を新たに作成
- 保護者や本人からの頻繁・長時間の面談や相談要求に無制限に応じること

不適切行為の免責

• 他学生への迷惑行為・規律違反を「特性だから」と見過ごすこと

3. 留意点

- 合理的配慮は「学び方の工夫」であり、学習到達目標を下げるものではない。
- 本人・保護者と相談し、学科会議・教務会・校長承認の手続きを経て決定する。
- 面談・相談は回数と時間に上限を設け、無制限に対応しない。
- すべての対応は必ず記録に残し、定期的に見直す。